

【平成28年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成28年12月15日 総務委員長 浜田 昌利

- 「議案第165号 川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」
- 「議案第166号 川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」
- 「議案第168号 川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも地方公務員法に基づく職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する内容であるので、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\*休業と退職の差異について

退職は任命権者が一方的に行う行政処分であることに對し、休業は本人の請求により認められるものである。休業期間中については無給となり、退職手当、期末勤勉手当等の算定においても除算の対象となる。

\*休業後に復職せず退職した場合の対応について

自己啓発等休業及び配偶者同行休業については、職務復帰後に一定期間在職することを条件として認めるものであるため、休業後に復職せず退職することは想定していない。

《議案第165号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第166号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第168号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第167号 川崎市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\*マイナンバー法の改正に伴い追加される地方公共団体における独自利用事務の適用範囲について

マイナンバー利用事務については119の法定事務があり、そのうち本市では69の事務を行っているが、この度の法改正に伴い、法定されていない事務についても、条例で規定する社会保障、防災及び地方税に係る事務においては、マイナンバーの独自利用事務として設定できることとなった。なお、本市ではマイナンバーの利用についての条例が定められており、独自利用事務としては、市営住宅条例による従前居住者用住宅の管理に関する事務、小児医療費助成に関する事務、重度障害者医療費助成に関する事務、ひとり親家庭等の医療費に関する助成事務及び生活に困窮している外国人に対する生活保護法に準じた事務の5つの事務が定められている。

**\* 本市におけるマイナンバーカードの利用範囲の拡大について**

本年からコンビニエンスストアにおける証明書の交付にマイナンバーカードの利用を開始したが、今後の利用範囲の拡大についてはまだ具体的な検討はしていない。

**\* マイナンバー利用事務の外部委託先からの情報漏えい等について**

マイナンバーカードの作成業務等については、地方公共団体が共同運営する地方公共団体情報システム機構が全国的に統一して実施しているが、当該業務においては、地方公共団体情報システム機構によってセキュリティが担保されており、情報漏えい等はないものと考えている。

《意見》

\* マイナンバー制度については、従来の住基ネットと比べ、情報量や適用範囲が格段に膨大であり、情報を漏えいした場合の被害も甚大となる。また、住基ネットは公的機関に利用が限られていたが、マイナンバーは勤務先や取引先の民間企業にも提示しているため、情報漏えいの危険性は高まるものとする。地方公共団体のマイナンバーの独自利用の適用範囲を拡大する今回の条例改正は更なる情報漏えいの危険性を高めるものであることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第170号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

**\* 条例改正の経緯について**

本市の県費負担教職員については、年間約20人が横浜国立大学に派遣されており、大学で勤務する際には一度退職する必要があるため、復職の際に従前の勤務状況に応じて、懲戒処分を行える規定を条例に定めるものである。本規定については、これまでは県の条例に定められていたが、県費負担教職員の給与負担等の移管に伴い、本市において新たに条例に定めるものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第174号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第177号 川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 市内の認定農業者における株式会社の数及び今後の株式会社の増加見込みについて

市内に認定農業者は33経営体あるが、そのうち株式会社は1社のみとなっている。農業委員会制度改正の趣旨・目的が農業の強化であることから、経営の規模の拡大や農地の集約により、農家の法人化等については想定されるが、本市においては農地の規模が小さく、大規模な農地の集約等が急速に進むとは想定していない。このため、市としては、主に遊休農地の解消や農地の利用促進を図っていききたいと考えている。

**\* 大手企業による農地の借受け希望に対する対応について**

大手企業であるオリックス株式会社が、農地中間管理機構に対し、県内全域のどこかで3ヘクタールを借受けしたいと要望していると聞いている。市としても希望者がいればマッチングをする考えであるため、農家に対しヒアリングを行っているが、本市では一農家当たりの農地面積の規模が1,000平米程度であり、3ヘクタールの土地を一括して借り受けることは現実的にはないと考えるため、本市に大手企業が大規模に参入することは現在のところ想定していない。

**\* 制度改正に伴う遊休農地への課税額の変更について**

農地の固定資産税については、通常の土地と比較して0.55を乗じて評価するという税制措置が取られているが、制度改正に伴い勧告対象となった遊休農地については、税制措置の優遇から除外されるため、課税額は制度改正前に比較して約1.8倍となる。

**\* 認定農業者経営体数の増加目標について**

認定農業者制度は、昭和55年に制定された農業経営基盤強化促進法に基づき始まったものであるが、本年2月に策定された川崎市農業振興計画において、平成27年4月当時、25経営体であった市内の認定農業者を平成37年度までに50経営体まで増加させる目標を定めたところである。現時点において、既に8経営体が増加していることから、当初の目標を上回って増加するものと見込んでいる。

**\* 認定農業者の年間農業所得の目標について**

本市における認定農業者の年間農業所得の目標は、650万円から750万円である。本市においては、法令に基づく県の基本方針を基準として基本構想を定めており、基本構想を定める際には県と協議して決定することになっている。目標所得金額を下げることで認定農業者の範囲を広げることも施策に反映させる必要があると考えるため、今後検討していききたいと考える。

なお、年間農業所得の目標の算出根拠は、各自治体において他の産業の年収を反映し、農業所得に見合った所得になるよう定められているため、大都市では高くなり、地方では低くなると認識している。

**\* 大手企業と農家とのマッチングによる農業の発展について**

この度の制度改正は、本市の農業の発展に資することを最大の目標としているものであり、大手企業の参入による本市の農地の変革や、経営として成り立たない農地を企業が取得するというのも農業の発展の一つの方法であると考えている。今後は、本市の農地事情に合った農地運営を図っていききたいと考えている。

《意見》

\* 本議案は国の制度改正に伴う条例改正であるが、この度の制度改正は、農業委員の公選制を廃止して市町村長の任命制に変えるものであり、これまで農地の許認可権を与えられていた農業委員会の下に地域の農業者により農地が守られてきたところ、農業委員会の農業従事者の代表としての権限を奪い、農地の最適化、流動化のみを行う行政の下請け機関に変質させるものであると強く懸念している。また、規制緩和により企業の参入が大幅に拡大し、株式会社であっても農業委員会を構成する認定農業者になることが可能であることから、大手企業の参入等により、家族単位で行われてきた日本の伝統的農業が壊され、これまで守り続けてきた農地制度の根幹が壊されると考えることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第178号 川崎市コンベンションホール条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 施設利用料金の減免について

本施設は、企業、研究機関等がビジネスとして利用することを目的としており、利用料金の減免は限定的になると考える。具体的な減免の対象については、来年秋ごろに規則、要綱等によって決めていくことを予定しているが、コンベンションホールそのものをPRできるようなイベントを対象とすることなどを検討していく考えである。

なお、条例で定める利用料はあくまで上限であるため、指定管理者の運営手法によっては、ホールの稼働率を高めるための工夫などとして料金の割引等を行うことも予想される。

\* 利用者の駐車場の確保策について

周辺の駐車場について調査を実施したところ、中原区役所内にある105台収容できるコインパーキングにおいては、稼働率に余裕があると聞いていることから、今後このような駐車場との提携について検討していきたいと考えている。駐車場の確保策については、今後、指定管理者が決定した際には指定管理者とも協議していきたいと考えている。

\* 施設整備に至るまでのコンベンション施設設置の要望について

ホテル・ザ・エルシィが営業終了した平成19年以後、地域の商工団体や医師会などから施設の設置要望があった。また、平成25年にコンベンション施設の基本構想の策定のために市内の大学や企業等にヒアリングやアンケート調査を実施した際にもコンベンション施設の設置を望む意見が多くあった。

\* 設備利用料について

設備利用料として設定している金額の3万円については上限額であり、最も利用料が高いと想定している天井吊り下げ型のプロジェクターの利用料の相場から算定したものである。

《意見》

- \* 本市は現在、国際会議が開催できていない数少ない政令市であり、今後本市で国際会議を開催できるよう適切に取組を進めてほしい。
- \* 歩行者環境の整備に当たっては、環境アセスメントで示したように、安全な歩行者環境が確保できるよう関係局間で連携して取り組んでほしい。また、本市の旅館組合等と連携を図り、送迎バスを運行させるなどして、施設利用者が市内の宿泊施設に宿泊できるよう対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第188号 二要素認証システムの導入に伴うサーバ機器等の取得について」

《主な質疑・答弁等》

\* 本市における情報セキュリティ対策の強化について

生体認証とID・パスワード認証を用いた二要素認証の導入の他、基幹系ネットワークと情報系ネットワークの分離や、県のセキュリティアクラウドを利用した対策を進めているところである。

\* 地方自治体が設置する中間サーバにおける情報漏えいの危険性について

中間サーバにはマイナンバーそのものを格納するのではなく、集約した個人情報などを符号化するなどして格納しているため、セキュリティは担保しているものと考えている。

\* 生体認証機器の設置箇所について

マイナンバー事務を行う庁内約120か所の部署において設置する予定である。

\* 二要素認証システムの導入に伴う費用負担について

二要素認証システムの導入に伴う費用については、地方公共団体セキュリティ対策費として国庫補助金の対象事業となっており、補助金の額については、人口割等から求められた本市の上限額である1億6,860万円のうち半額の8,430万円となっている。また、導入後の運用経費については、年間で約150万円を想定している。

《意見》

- \* マイナンバー制度は、行政だけでなく中小零細企業等を含む全ての事業者に対して多大な負担を強いるものであり、また情報漏えいを防ぐシステムの構築は不可能であると考えます。制度の実施を中止しても住民生活に支障がないことからマイナンバー制度には反対であり、マイナンバー制度に関連する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第189号 当せん金付証票発売の限度額について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第199号 平成28年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

\* 民間活用手法の導入に伴う公営住宅の家賃引上げ及び民間業者による家賃徴収の可能性について

今回の事業は、所有権を市に残した上で、公営住宅の建設や運営における民間活用手法の導入の可能性を調査するものであり、これにより直ちに賃料の高騰につながるものではないと考える。家賃の徴収等については、民間活用のメリット、デメリットを現状との比較において調査し、運用の手法を考えていきたいと考えている。

\* 社会福祉施設への防犯カメラ設置に係る費用負担について

施設の種類や施設所有者の官・民の違いによって補助率に差はあるが、基本的には国庫補助金によって対応している。ただし、障害者施設のうち、市が所有するものは、国庫補助の対象外となるため、全額市の一般財源での措置となる。

\* 社会福祉施設への防犯カメラ設置の時期について

国庫補助金の内示は年明けになる予定だが、事前に各施設に必要な設備について調査を実施しており、補助金の内示後には速やかに設置工事に取り掛かれるよう準備を進めているところである。

\* 今回防犯カメラ設置の対象とならなかった施設への対応について

高齢者施設や障害者施設のほか、保育施設についても国庫補助の対象となるが、保育施設については、国が要綱等の整備に時間を要していることから、本市においても3月以降に対応することを予定している。なお、今回国庫補助の対象とならなかった施設については、国の補正予算の執行残が出た場合の再募集について情報収集に努めるなど、市としても前向きに防犯カメラの設置について検討していきたいと考えている。

《意見》

\* 福祉施設への防犯カメラ設置の国庫補助については、障害者施設での事件を受けてのものであるが、防犯カメラの設置だけでは問題は解決しないと考える。同様の事件が二度と発生しないよう、原因究明を行い、事件の教訓を生かして、抜本的な対応を行ってほしい。

\* 平瀬川の護岸改修について、高津区上作延は軟弱地盤であり、以前から擁壁にひびが入ったなどの意見が頻繁にある箇所であることから、適切に補修工事を実施してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決